

平成 30・31 年度 県指定「情報モラル教育」研究協力校

研究紀要

生徒の発達段階に応じた情報モラルの指導の在り方



H30 年度 2 年道徳研究授業

平成 31 年 1 月 16 日までの取組

長島町立川床中学校

生徒の発達段階に応じた情報モラルの指導の在り方

目 次

1	はじめに	2
2	研究テーマ	2
3	主題設定の理由	2
	(1) 時代の要請から	
	(2) 鹿児島県教育大綱から	
	(3) 「学習指導要領」等から	
	(4) 生徒・保護者・職員の実態から	
4	目指す生徒像	4
5	研究の仮説	4
6	研究組織	4
7	研究の実際	5
	(1) 研究について	
	(2) 研究授業について	
	(3) 様々な場面での生徒への啓発について	
	(4) 家庭・地域への啓発について	
	(5) 外部講師による講演会について	
	(6) その他	
8	研究の成果と課題	10
9	おわりに	10

【参考文献】

- 1 「情報モラル」指導実践キックオフガイド 社団法人 日本教育工学振興会
- 2 情報化社会の新たな問題を考える教材～安全なインターネットの使い方を考える～
エフ・エー・ブイ
- 3 鹿児島県総合教育センター指導資料 「情報モラル関係」
- 4 中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 文部科学省

1 はじめに

本校は、これまで技術の時間・道徳等を中心に学習・指導をしているが、発達段階に応じて体系的に取り組んでいるとは言えない。そこで、コンピューターや情報通信ネットワークなどの特性とその危険性を知るだけでなく、情報手段に慣れ親しみながら正しく活用するためにの判断力を身に付けさせるために、情報モラル教育のあり方について研究することとした。

2 研究テーマ

生徒の発達段階に応じた情報モラルの指導の在り方

3 主題設定の理由

(1) 時代の要請から

情報化社会の進展により、スマートフォンやコンピューターなどを通じたインターネット利用の普及が急速に進んでいる。インターネット接続できる機器を操作する生徒が多い中、インターネット上の危険に対して無防備な状態で、インターネットや SNS を介した犯罪被害、トラブルも全国的に増加している。このような中、情報モラルの育成も急務であり、正しいコミュニケーション能力を身に付け、ネットワーク社会で発生する様々な問題に対しても、被害者や加害者にならないための指導が必要である。電子掲示板や危険なサイトに近づけないようにするなどの「～してはいけない」「～しなさい」等の対処療法的な指導だけでなく、相手を思いやりたり約束やきまりを守り公德心を育んだりする等の指導も合わせて行う必要がある。

(2) 鹿児島県教育大綱から

鹿児島県教育大綱の本県教育の取組における視点に、「(1) 時代を越えて変わらない価値のあるものの尊重」として、個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心等を大切に育んでいかなければならないと述べられている。2つ目に、「(2) 社会の変化への確かつ柔軟に対応する能力の育成」が挙げられ、時代の変化に対応した教育を行い、情報化社会に対応できるコミュニケーション能力、ICT を活用する能力等を身につけた人材育成を目指すと記されている。この視点推進のためには、発達段階を踏まえた系統的指導が必要である。

(3) 「学習指導要領」等から

情報モラルの指導内容については、平成 19 年 3 月にまとめられた『情報モラル』指導実践キックオフガイドに 5 つの指導項目（情報社会の倫理、法の理解と遵守、安全への知恵、情報セキュリティ、公共的なネットワーク社会の構築）が掲げられ、これが指導要領解説「特別の教科 道徳編」の情報モラルの節や各教科の指導内容に継承されている。

また、生徒指導提要（H22 文部科学省発行）では、「情報モラル教育」を、「よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、今後も変化を続けていくであろう情報手段をいかに上手に賢く使っていくか、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育である。」と示している。

(4) 生徒・保護者・職員の実態から

【保護者アンケート】から（平成 30 年 7 月実施。県が保護者対象にした調査：資料 1。生徒の実態も含む）以下に、本校の特徴的なデータをピックアップして課題やその対策をあげる。

○インターネットに接続できる子供専用の機器を持っているか。

【携帯電話(スマートフォン含む)、ゲーム機、パソコン、タブレット、携帯音楽プレーヤー等】

①持っている。49 %（スマートフォン 26 %）

②持っていないが、家族の機器を使っている。44 %

※家族のものを含めると、93 %のかなり多くの生徒が利用していることがわかる。情報モラル教育の必要性を改めて感じ、そもそも子供にこのような機器を持たせるか・持たせて良いかどうか、もう一度考えることが必要である。(特にスマホ)

○子供が持っている携帯電話は、「フィルタリング」の設定をしているか。

・設定していない。25 %

○18歳未満が使用する「インターネットに接続できる機器」にフィルタリングを利用するかどうかの判断について、法律では保護者の責務となっていることを知っているか。

・知らなかった。17 %

※設定していないままスマホを持たせることは、「親自らが、子供と犯罪とのつながりを作っている。」ようなもので、設定を呼びかける必要がある。

○インターネットに接続できる機器利用の家庭内ルールを決めているか。

・決めていない。14 %

○インターネットの使い方について、どんなきまりを決めているか。(決めている内の%)

・使う時間を決めている。100 %

・使う場面を決めている。(食事中は使わないなど) 56 %

・家族が、電話やメールなどの相手やネットの接続先などを確認している。56 %

・毎月の利用料金の上限を決めている。50 %

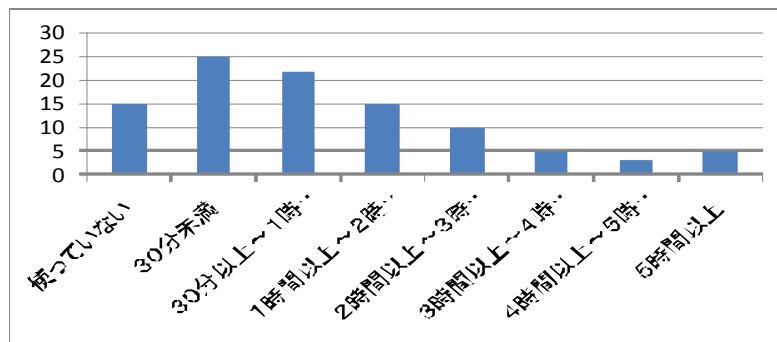
・人を傷つけることは書かないなどマナーを決めている。44 %

・通話やメールの相手、インターネットで見るサイトを決めている。28 %

※活用する場合は、絶対にルールが必要であること。ルールを守れない子供の機器は取り上げるなどの対応や使いこなせるか見極め、子供の安全を守ることが親の責任であることを伝える必要がある。

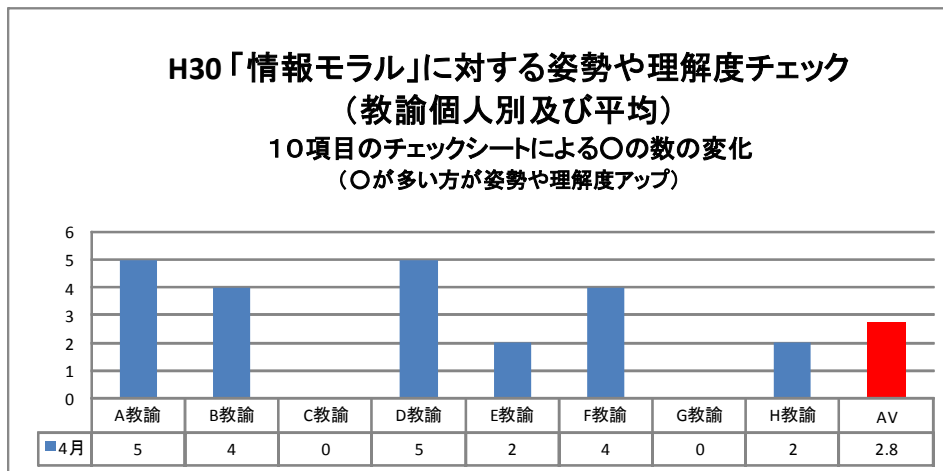
○子供は、平日(土、日、祝日を除く)1日に平均してどのくらいの時間、インターネットを利用しているか。

(%)



※2時間以上利用が21 %で、使用時間が長すぎる子供がいる。5時間以上もあり、休日だとのくらい利用しているか想像すると心配である。(ネット依存も) 子供のインターネットの利用について、本校生徒でも以下のようなことがあり、家庭での助言も大切であることも伝える必要がある。

- ・勉強に集中できない。
- ・布団に入っても、機器が手放せない。
- ・制限されるとイライラする。
- ・睡眠不足になった。等



アンケートは、「情報モラル」に対する姿勢や理解度を「指導方法を検討しているか」「生徒の実態をよく知っている」等，10 項目においてチェックするもの（資料 2）であるが，研究を始めた平成 30 年 4 月当初は、「情報モラル」の指導はどうすればいいのかや何を指導すればいいのかなど不安な職員も多く，自己評価ポイントも平均で 2.8 で，職員研修の必要性を強く感じた。

4 目指す生徒像

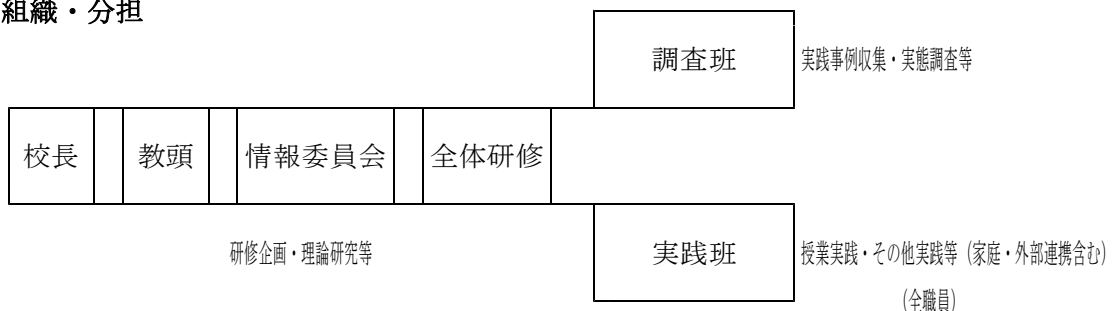
- (1) ネットワークを利用する上での責任について考え行動できる生徒
- (2) 基本的なルールや法律を理解し違法な行為のもたらす問題について考え行動できる生徒
- (3) 知的財産権などの情報に関する権利を尊重することの大切さについて考え行動できる生徒
- (4) トラブルに遭遇した時の主体的な解決方法を考え行動できる生徒
- (5) 基礎的な情報セキュリティ対策について考え行動できる生徒

5 研究の仮説

以上の点から，研究の仮説を次のように設定した。

生徒の発達段階に応じた情報モラルの指導の在り方を研修し，さまざまな場面を通して，生徒・保護者等にはたらきかけ，実践を繰り返していけば，今後も変化を続けていくであろう情報手段を上手に賢く使っていく生徒を育て，そのための判断力や心構えを身に付けさせることができるのではないかな。

6 研究組織・分担



7 研究の実際

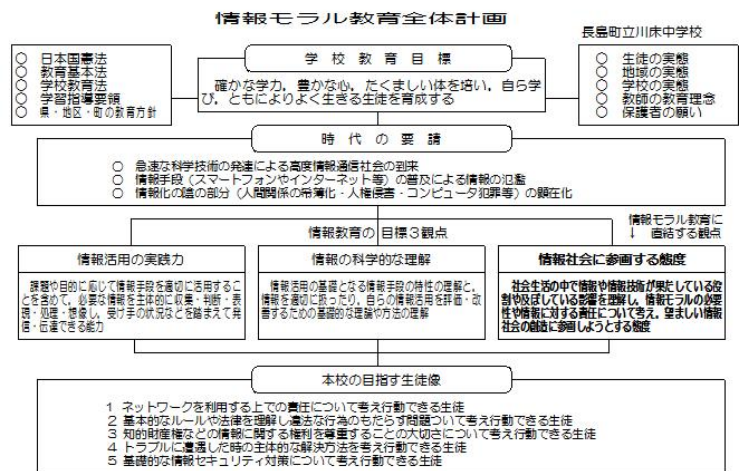
(1) 研究について

ア 指導内容

どのような指導内容や方法があるのか、先行研究を調べて全職員で共通理解することから始めた。年度当初に、職員用個人バインダーを準備し、「『情報モラル』指導実践キックオフガイド」を配布し、年間使う研修の基本資料とした。（「情報モラル教育」に関する資料はこのバインダーで管理するようにした。）

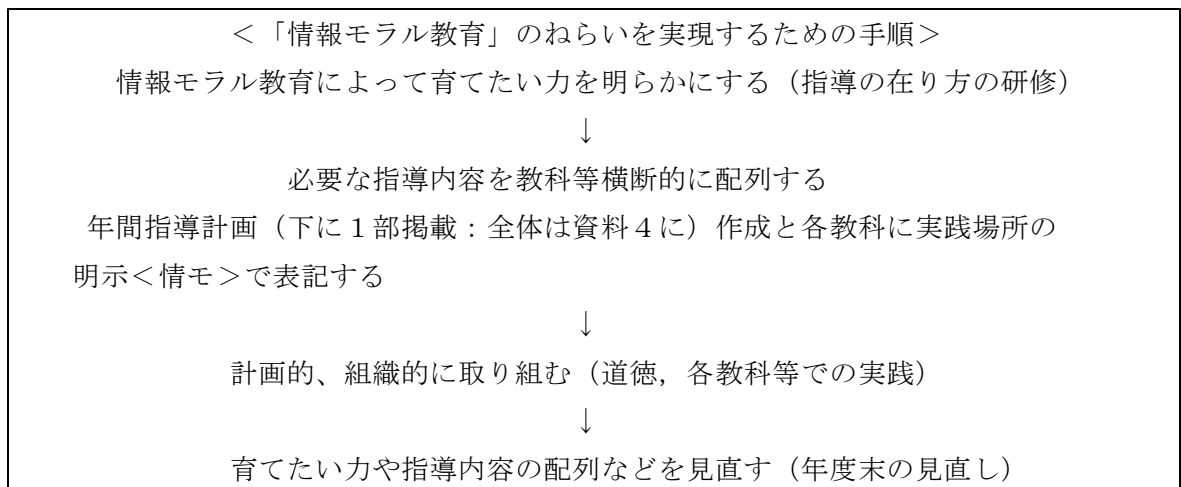
イ 情報モラル教育全体計画作成

理論研究・他校資料をもとに、本校の情報モラル教育全体計画を作成した。（右：全体は資料3）



ウ 情報モラル年間指導計画作成・見直し

情報モラル教育のねらいを実現するために、情報モラル教育によってどのような力を育てたいのかを明らかにし、指導内容を教科等横断的に配列して、計画的・組織的に取り組むこと、さらに、その改善を図り、育てたい力や指導内容の配列などを見直していくことが重要である。



平成30年度 情報モラル教育年間指導計画 川床中学校						↓学校ブログにリンク有
月	指導・研修場面	使用資料	対象	担当・指導者	内容等	ネット社会の歩き方が使用できそうな場面
4	職員会議	教育課程	職員		情報モラル教育全体計画・年間指導計画等で取組確認	
	職員会議・ミニ研修	会議資料	職員・全校生徒・保護者	研修・情報モラル・担任	肖像権について（肖像権許可願い保護者配布プリント）※次年度からは新1年のみ配布 「ネット社会の歩きかた」映像視聴と学習プリント・指導案所在（職員室・情報モラルコーナーに紙媒体有）の確認	No14
	1年技術2h	教科書	1年生徒	技術担当	著作権や発信した情報に対する責任と情報モラル。学習カードに情報モラル・著作権についてまとめる。（1年朝読書とリンク）	No16
	1年朝読書	まんが著作権教室	1年生徒	1年部	「まんが著作権教室」を読み、著作権の基礎を理解する。（技術とリンク）	
	保健室掲示	新聞等	職員・全校生徒	養護教諭	ネット利用時の健康面に関する情報コーナー（新聞記事等）設置。（記事タイトル例「スマホの時間 わたしは何を失うか」）	
	職員朝会ミニ研修：月1回		職員	研修・情報モラル	「ネット社会の歩きかた」映像視聴	No3

(2) 研究授業について（映像資料や先行事例資料等の有効活用）

平成 30 年度は道徳で 2 回の研究授業を設定し、道徳における情報モラル指導の在り方等について研究を深めた。

【1回目 6月】（資料5）第2学年 道徳 主題名「思いやり」

ア 資料名 「ネットいじめは人権侵害」（アニメーション映像）

出典『ネット社会の歩き方：一般社団法人日本教育情報化振興会』

イ 本時の目標

アニメ映像を視聴して、生徒の行動のどこに問題があったのかを考えさせる。また、ネットに写真などが出てしまうことによって起こりうる問題について自分の意見を持たせた上で、ネット社会においても相手の気持ちや状況を推し量り想像することの必要性に気づかせ、思いやりの心をもって人と接することができる態度を育てる。



<生徒感想より>

- ・加害者にならないために気をつけることは、他人（相手）の気持ちを考えることだと思った。
- ・何も考えずに写真などを投稿しないようにしたい。自分が知らないうちに加害者や被害者になってしまうこともあるので気をつけたい。
- ・ネット上に人の嫌がる情報をのせてはダメだと思った。相手のことを考えて行動できたらと思う。
- ・ネットの使い方を間違えたら大変なことになると改めて感じた。

<職員感想より>

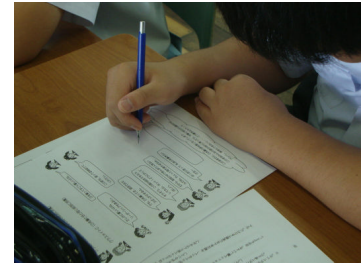
- ・道徳での「情報モラル」の扱いを難しく考えていたが、身近なこと（起こりうること）を題材に扱えば考えやすいと思った。
- ・情報モラルは近年、生徒にとって身近な問題であり、授業でもよく思考していたと思う。逆に、生徒にとって何となく、どうしたらよいかはわかっている部分も多いので、その部分をどう掘り下げていくかは難しいと感じた。
- ・内容が技術・家庭科の指導との関連があるので、指導内容の確認が必要だと感じた。
- ・授業で活用したアニメーションは効果的であった。事例も豊富にあるので道徳だけでなく、いろいろな場面（全校朝会・PTA・職員研修等）で活用できると思った。

【2回目 9月】（資料6）第3学年 道徳 主題名「寛容の心」

ア 資料名 「言葉の向こうに」 出典『文部科学省「中学校読み物資料集」』

イ 本時の目標

主人公の行動を通して様々な価値観があることに気づき、相手の姿が見えないネット上であっても、相手の立場や考えを尊重し、寛容な心で接する態度を育てる。



<成果>

- ・ 指導に不安を感じる職員が多かったため、先行事例資料や映像資料を有効活用することから取り組んだため、抵抗も少なく実践が進められた。また、活用できそうな映像資料等は、学校ブログにリンクコーナーを設け、いつでも活用しやすいようにした。(右参照。リンク集拡大版は資料7)
- ・ モラル指導における映像資料の活用は、情報社会の様々な課題を提起するものが豊富で、生徒の様々な考えや心情を引き出すのに効果的だと実感できた。



<課題>

- ・ 日々進化している情報機器の活用や生徒の実態に柔軟に対応していけるよう情報収集を行い、対策や指導方法を検討していく必要がある。

(3) 様々な場面での生徒への啓発

ア 情報モラル標語を(で)考える

技術・家庭科の夏課題で標語を考えさせ、学校文化祭・町文化祭でも掲示した。さらに、作品は、「情報モラル・セキュリティコンクール標語部門」に毎年出品している。

<生徒作品>

- ・ 一瞬で 広がる情報 戻らぬ日常
- ・ SNS 自分の言葉 だいじょうぶ?
- ・ 書き込みは 世界中で 見られてる
- ・ 大丈夫 信じていいの その情報
- ・ SNS みんなが使う 公共の場
- ・ 便利でも やり過ぎ注意 SNS

イ 全校朝会での校長講話(下写真)

朝会で、「保護者アンケートから見るネット利用の課題」を具体的な数字データ(P 2~4の【保護者アンケート】活用)をもとに生徒に話をし、その内容は、学校便りで、保護者・校区内全家庭にも配布。また、別の機会でも「ネット依存」についても話をした。



<内容>・ネット依存関係の最近の新聞記事の見出しを紹介

- ・ 先日の「情報モラル教育講演会」の3年中菌君の投稿記事紹介(P9, 資料10参照)
- ・ 図書室の情報モラル関係図書2冊紹介

(4) 家庭・地域への啓発について

ア PTA総会での確認

本年度から情報モラル教育の指定を受けたこともあり、情報モラル教育推進について PTA 総

会で提案し、家庭と連携して取り組めるようにした。

イ 学級PTA

授業で活用している映像資料の視聴や情報モラルに関する資料配付を行った。

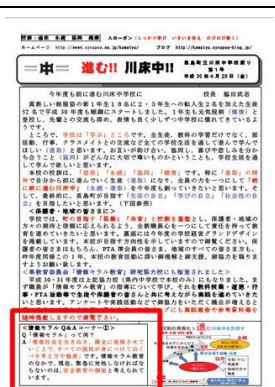
ウ 学校便り・PTA 新聞での啓発

今年度から毎月の学校便りに、「情報モラル Q & A コーナー」(資料 8) を設け、継続して家庭や校区内全家庭に啓発を行うことができた。(学校ブログにデジタルデータも掲載し、校区外の人も見ることができるようにした。) また、PTA 新聞でも関連記事を掲載した。(資料 8)

学校便り平成 30 年 9 月号 「情報モラル教育 Q & A コーナー」より

Q 情報モラルについては、来年度から中学校で教科になる道徳でも扱うの？

A もちろん扱います。今年、各社から検定用に出された中学校教科書にも、全て情報モラルに関する資料が掲載されています。それだけ大切な指導事項ということになります。本校では、今年度も情報モラルに関する道徳の研究授業を通して、指導法の研究も行っています。(学校ブログにも本校の取組や指導資料リンク等を掲載していますので是非御覧下さい。)



エ 学校ブログでの情報発信

学校ブログに、「情報モラル教育」の取組や計画等も随時掲載している。また、『『情報モラル教育』取組のあゆみ』コーナーを設け、これまでの取組を時系列でまとめて見るができるようにしており、(P7 成果部分写真参照) 保護者や他校の先生からも取組が分かりやすいとのコメントもいただいたこともあった。

オ 文化祭の職員劇で「情報モラル劇」上演 (写真は 3 回目の練習風景)

台本(資料 9)は、『『情報化社会の新たな問題を考えるための教材』～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き』を参考に、第 1 話「ひとりよがりの使い方にならないように」、第 2 話「軽はずみな SNS への投稿」の短編 2 本を解説プレゼンテーションを交えながら職員全員で上演した。職員の意識向上はもちろん、生徒・保護者に啓発するとてもいい機会となった。



(5) 外部講師による講演会

ア 情報モラル教育の講演会を生徒・保護者を対象に実施。演題は「みんなで考えよう、スマホ・ネットの安心な利用法」で、ネット依存にならない方法や情報発信の責任などについて学ぶことができた。講師：鹿児島大学准教授山本朋弘先生<講話より抜粋>



- ・相手と目的を意識したコミュニケーションが大切。
- ・情報の消費だけでなく、情報の創造・作り手になってほしい。
- ・家庭でのルール作りは、ルールが自分を守ってくれることを意識し、親子で話し合っ、そして、成長に合わせて見直してほしい。
- ・フィルタリングをしていない子にトラブルが多い。

<保護者等感想より>

- ・我が家は中学生以外は携帯電話を持っています。親は LINE くらいしかしないのですが、子ども

も達はフェイスブックやツイッターもしています。講話でネット上のコミュニケーションの怖さもわかりました。

- ・何か1つでも心にとめ、意識して、今後もメディアと付き合ってもらいたいと思います。

<生徒感想：南日本新聞「若い目」に掲載される 資料 10 >

ルールを決めて安全に 3年 中菌洗耶

鹿児島大学の先生の情報モラル講演会が学校でありました。演題は「みんなで考えよう、スマホ・ネットの安心な利用法」でした。講話を聞いて、ネット依存やネット犯罪から自分の身を守るためには、ルールを決めることが大切だということを学びました。ネット依存は睡眠不足や運動不足になったりするので、しっかり時間を決めて守り、ネット依存にならないようにしたいと思いました。また、ネット上での犯罪にまきこまれないように、フィルタリングをして自分の身を守っていききたいです。今まではネット上の犯罪は大人の方が発生件数が多いと思っていたけど今は中学生などの子どもが巻きこまれる件数が増えてきていると聞いたので、しっかり気をつけていききたいと思いました。今後は、ルールが自分を守ってくれることを意識し、ネットを安全に使っていききたいです。また、ネットだけでなく、テレビなどのメディアの視聴時間にも気をつけていききたいと思いました。

イ 警察との連携について

昨年度から阿久根警察署と連携して卒業前の3年生にインターネットの危険性についての授業を実施している。ネットトラブルの具体的な事例がドラマ形式でまとめられた映像視聴や事例を写真などを提示しながら具体的に話をしていただいた。



<映像視聴や講演内容・資料から抜粋>

- ・「ルールを守り活用する力」の必要性
- ・SNSなどで知り合った人による性犯罪被害
- ・SNSへの投稿から個人が特定されてのトラブル・位置情報が記録された写真の発信の怖さ等

(6) その他

ア 図書室 情報モラル・セキュリティコーナー設置

図書指導員に本校は情報モラル教育の県指定校ですと話をし、図書室入り口にコーナー設置した。(右写真)



イ 情報モラルコーナー・保健室掲示

保健室前廊下の掲示に、ネット利用時の健康面に関する情報コーナーを設置し、随時内容も入れ替えている。(右写真。記事タイトル例「スマホの時間わたしは何を失うか」) 掲示の1部は保健便りでも紹介している。

ウ 肖像権使用について

今年度から、年度当初に、学校便りや学校ブログに生徒情報を掲載するために「肖像使用許可願い」をプリント(資料 11)で行っている。

※来年度からは新入生のみ配布予定。

エ ミニ職員研修

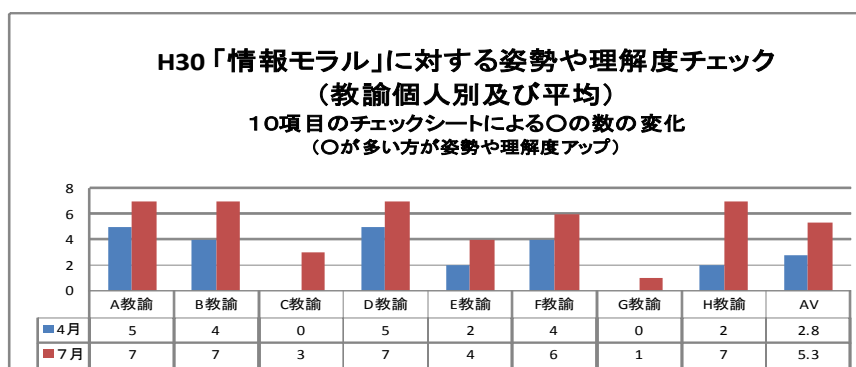
月1回程度、職員朝会の後に「ネット社会の歩き方」アニメ映像を使ったミニ研修を行っている。(＜第1回の進め方＞1映像は本校ブログにリンクが設定してあることの説明。2視聴。3映像に関連した指導案・学習プリントがあることの紹介。プリントは配布。)



8 研究の成果と課題

(1) 成果

- ・ 全体計画，年間指導計画の検討ができ，系統的な情報モラル指導の一步を踏み出すことができた。（教科等の年間計画での取組の位置づけの確認もできた。）
- ・ 学校便りに「情報モラルコーナー」を設け，継続して家庭や地域に啓発を行うことができた。
- ・ 学級PTAや学校保健委員会等で機会あるごとに情報モラル教育の内容を組み込んで，意識付けることができた。今後も各家庭でインターネットの利用や携帯電話等の使い方のルールづくりを親子で考える機会の必要性を伝えていきたい。
- ・ 生徒はネットトラブルについての理解や情報についてのモラル等を理解しつつあり，情報を正しく活用することの大切さを感じている。
- ・ 従来の授業の中で情報モラル教育の視点をもった学習活動をしていけばよいことを全職員が理解し実践しており，職員の姿勢や理解度が徐々に増してきた。（下記アンケート結果参照）



(2) 課題

- ・ 保護者アンケートから，情報モラル教育について意識の高い保護者がいる反面，使用等に不安を感じている保護者も多い。フィルタリングの未設定や家庭内のルールがない家庭も多いので具体的な啓発が必要である。（案：保護者向け講座などの実施。PTAでの取組推進のために具体的取組内容を年度当初に「インターネット利用の家庭内ルールづくり」として，フィルタリングを含め，家庭内でルールを必ずつくることなどを重点事項の一つとする。）
- ・ 小学校と接続した取組の話し合いや実践交流ができていない。（案：小中連携研修会で取り上げる。）

9 おわりに

情報機器等は日々進化している。それに柔軟に対応していけるよう情報収集を行い，情報モラル教育を特別な内容と意識しないで，日常の場面の一つとして生徒と一緒にモラルについて考えていく取組が必要であると感じている。ネットワークを通じて他人と社会とよりよい関係が築けるように自分自身で正しく活用するために的確な判断力を身に付けさせ，生徒が被害者にも加害者にもなることがないように，全職員で情報モラル教育の充実に向けて今後も実践を永続していきたい。